平成２４年（フ）第１７６７号
横浜市港北区箕輪町２丁目14番37―208号
債務者　川又　　麗（旧姓西崎）
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７９１号
横浜市磯子区洋光台２丁目１番８―202号
債務者　山田　　操
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８１７号
神奈川県大和市福田1998番地５　ｅ・ｋｉ・ｎｉ・ａ305
債務者　仲子　優輔
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月26日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８２２号
横浜市南区六ツ川１丁目421番地　202
債務者　海老根賛平
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８２４号
横浜市泉区上飯田町971番地　ガーデンハイツ101号
債務者　片山なぎさ
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８３０号
神奈川県大和市深見2204番地１　コーポラス山崎２―Ｃ
債務者　山崎　智義
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８３１号
神奈川県大和市深見2204番地１　コーポラス山崎２―Ｃ
債務者　山崎　聡子
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８３２号
横浜市南区別所４丁目２番４号　サンバレー上大岡Ｉ棟301
債務者　渡部　晃世
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４２９８号
大阪府寝屋川市高倉１丁目16番17―508号
債務者　井上樹美子
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４６９４号
大阪市阿倍野区阿倍野元町18番46号　大同阿倍野ハイツＮＯ１―302号
債務者　朝野　　滋
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８３６号
神奈川県藤沢市辻堂新町１丁目２番４―202号
債務者　堀井　寿美
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４３号
栃木県那須塩原市下永田１丁目981番地　つかさコーポ105号
債務者　渡辺　るみ（旧姓水沼）
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月１日午前11時45分
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２４年（フ）第１６５８号
横浜市戸塚区名瀬町70番地１　ブリリアアーブリオ戸塚330号
債務者　星　　典幸
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４３号
長野県小諸市大字耳取2325番地
債務者　小林　　優
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月14日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２４年（フ）第３２３号
静岡県浜松市南区白羽町2700番地の５　中田島団地Ｃ24―203
債務者　プチュラン　ラロサ　カルロス　エウジェニオ
1　決定年月日時　平成24年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係